

令和3年度『横浜健康経営認証』募集開始！

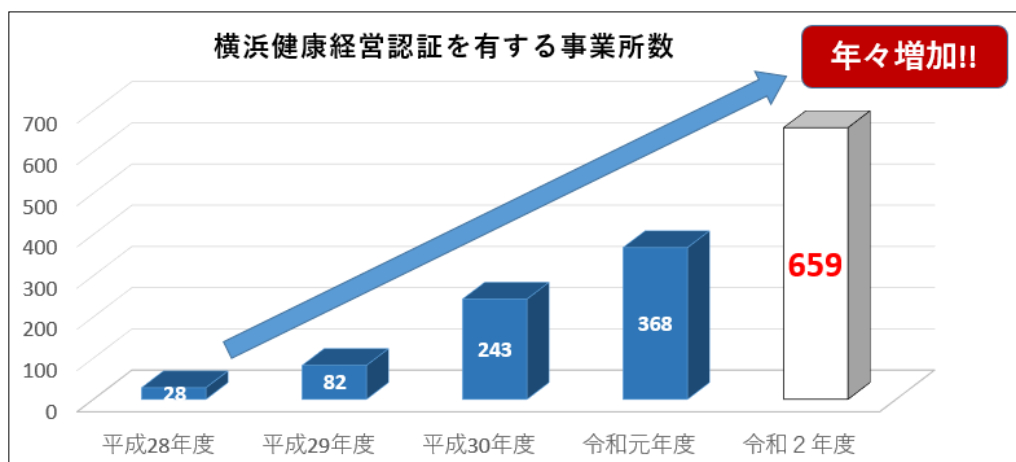


健康経営で従業員の健康づくりに
取り組む企業を応援します



横浜市では、従業員等の健康づくりを経営的な視点から戦略的に実践する「健康経営」に取り組む事業所を、横浜健康経営認証事業所として認証しています。

今年度6回目を迎える「横浜健康経営認証」の募集を6月15日(火)から始めます。認証事業所は年々増加しており、コロナ禍においても健康経営が注目されています。ぜひ御応募ください。



「横浜健康経営認証」制度の概要

「健康経営」に積極的に取り組む市内事業所を取組に応じて3つのクラスで認証する制度です。

【認証区分】

- (1) 経営者の理解と関与【クラスA】
健康経営宣言等の明文化及びその意思を具現化した取組を行っているもの
- (2) 健康経営の推進【クラスAA】
クラスAの要件を満たし、さらに健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び健康課題に即した取組を行っているもの
- (3) 取組結果の評価【クラスAAA】
クラスAAの要件を満たし、さらに健康課題に即した取組の結果を評価し、次の取組につなげているもの

【認証期間】令和4年(2022年)4月1日から2年間

【認証メリット】

- (1) 認証マークの付与・認証状を発行します。(全ての認証事業所)
- (2) 横浜市ホームページ等でPRします。(全ての認証事業所)
- (3) 体組成計等の健康測定機器の貸出を利用できます。(全ての認証事業所)
- (4) 健康経営の取組のステップアップや継続を支援するため、保健師・栄養士等による訪問相談等を行います。(原則クラスA、クラスAAを対象とし、1認証事業所あたり最大2回まで)
- (5) 融資制度の優遇(クラスAA、クラスAAAが対象)
横浜市中企業融資制度において、金利優遇や保証料助成を活用していただけます。

【裏面あり】

募集概要

【応募期間】 令和3年6月15日（火）から9月30日（木）（必着）

【提出書類】 ①応募用紙 ②応募用紙の内容を説明する資料

【応募方法】 郵送のみ

【提出先】 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局保健事業課 横浜健康経営認証担当あて

【審査方法】 応募内容を基に、外部委員により構成される認証委員会にて審査を行います。

審査にあたり、取組内容等について照会、ヒアリングを行う場合があります。

※詳細は、[横浜健康経営認証](#) で、WEB検索をお願いします。

応募用紙はホームページよりダウンロードをお願いします。

二次元コード▶



今後のスケジュール

令和3年6月15日（火）～9月30日（木）	応募受付
令和4年1月	横浜健康経営認証委員会（産業保健、健康保険、経済分野の専門家）による審査
2月	横浜市より認証結果通知
3月	認証式（未定）

お問合せ先		
健康福祉局保健事業課健康づくり担当課長	岩松 美樹	Tel 045-671-3376
経済局経営・創業支援課長	高柳 友紀	Tel 045-671-2575

※経済記者クラブへも同時発表しています。

※「健康経営」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。

あなたの会社も取り組みませんか



社員の健康があなたの会社の未来につながる

健康経営

「健康経営」とは、従業員等の健康保持・増進の取組が、企業の収益性を高める投資であるととらえ、従業員の健康づくりを経営的な視点から戦略的に実践することです。

従業員への健康投資が、企業力アップにつながります！



横浜市では健康経営を進める市内事業所を認証しています。

令和3年度

横浜健康経営認証とは

横浜市では従業員の健康づくりに取り組む市内事業所を応援するため、健康経営に積極的に取り組む事業所を、取組状況に合わせ、3つの区分で認証しています。
(認証期間：応募の翌年度の4月1日から2年間)

認証区分（健康経営のステップ）

Step 1

クラス A

健康経営宣言の明文化
意思の具現化



Step 2

クラス AA

体制づくり
健康課題の把握と取組



Step 3

クラス AAA

取組の評価
次の方針の策定(PDCA)



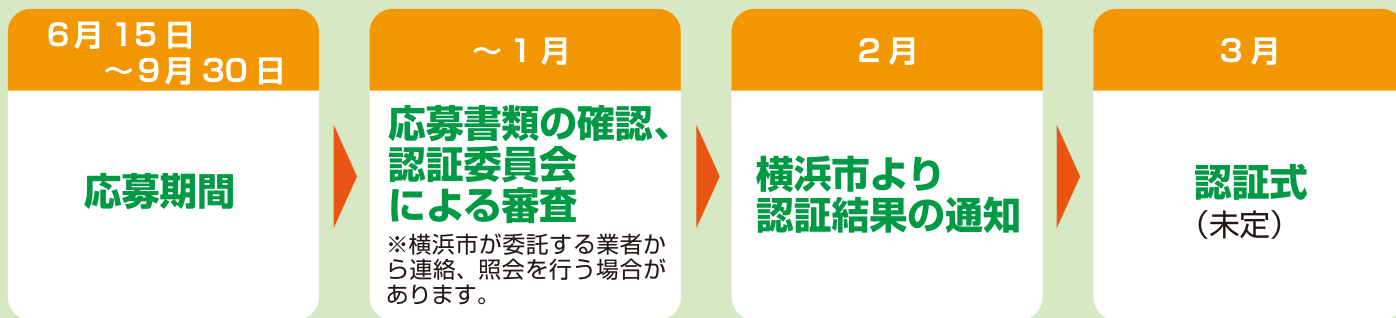
対象事業所

代表者の他に従業員が1名以上いる市内事業所
(市内に本社・本店、支社、支店、営業所を有する事業所。NPO法人、公益法人等を含む)

応募方法

提出書類 ①応募用紙 ②応募用紙の内容を説明する資料
提出方法 郵送のみ
提出先 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市健康福祉局保健事業課 横浜健康経営認証担当あて
応募期間 令和3年6月15日(火)～9月30日(木)(必着)
※応募書類は横浜市が一部事務を委託する業者にお渡しする場合があります。

応募から認証の流れ（スケジュール）



認証事業所の主なメリット

- ◆横浜健康経営認証マークの使用
- ◆体組成計等の健康測定機器の貸出利用
- ◆健康づくりを進めるための専門職派遣
- ◆横浜市中企業融資制度での金利優遇、保証料助成

詳細はホームページをご覧ください。

横浜健康経営認証

検索



お問合せ 健康福祉局保健事業課（電話：045-671-2454） / 経済局経営・創業支援課（電話：045-671-4236）
E-Mail：kf-ninsho@city.yokohama.jp ※「健康経営」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。